

介護保険 住宅改修の手引き

沖縄県介護保険広域連合

令和 7 年 4 月改正



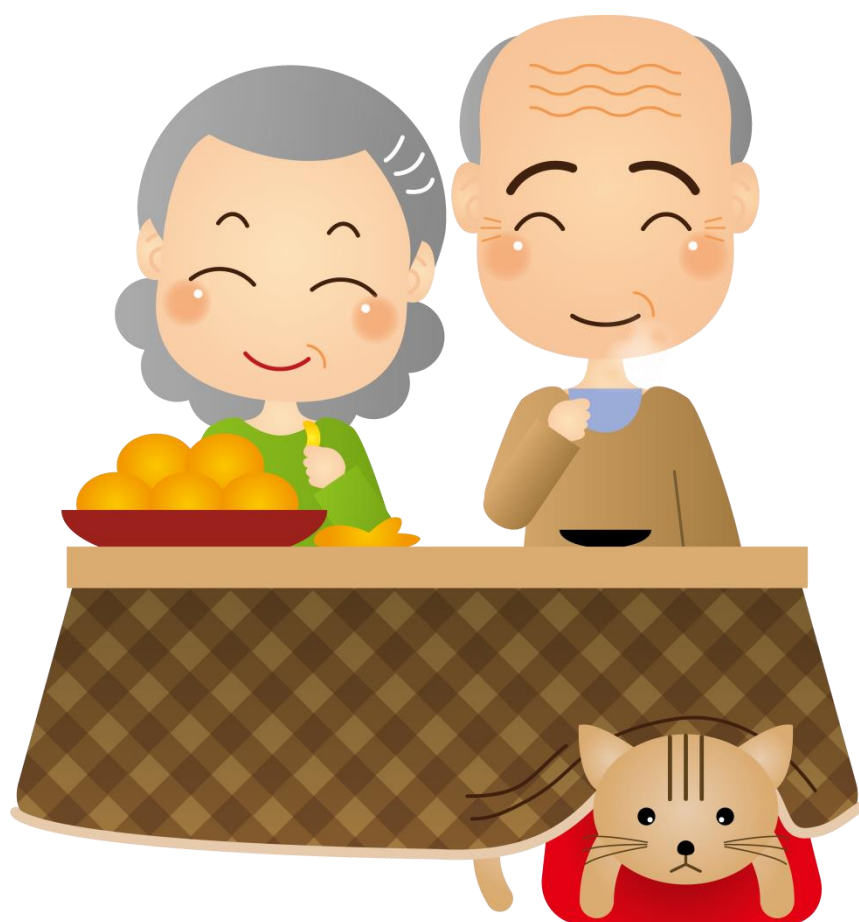
<介護保険住宅改修費支給制度>

1. 住宅改修の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
2. 支払方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
3. 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4
4. 住宅改修についての留意事項・・・・・・・・・・P.5

<申請書類の作成について>

- ・住宅改修が必要な書類について・・・・・・・・P.6
- ・理由書記入要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8
- ・平面図作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.10
- ・内訳書記入要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.13
- ・工事写真作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.16
- ・領収書作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.18

介護保険 住宅改修費支給制度



1. 住宅改修の概要

項 目	内 容
対 象 者	要支援・要介護認定申請を行い、要支援 1～2・要介護 1～5 と認定を受けている被保険者です。認定を受けていても入院・入所中の方は原則、対象となりません。 注：1. 要支援・要介護認定の申請前、または認定有効期間外に住宅改修を行った場合は、保険給付対象外となります。 2. 要支援・要介護認定の申請中に改修した場合は、認定結果がおりてから住宅改修費の申請をしてください。 (認定結果が非該当になった場合は支給されません)
対 象 と な る 住 宅	住宅改修費の保険給付対象は、被保険者証に記載されている住所地で要支援・要介護者が実際に居住している住宅となります。
住 宅 改 修 の 必 要 性	要支援・要介護者の心身の状況と住宅の状況などから判断して、日常生活動作を行うために住宅改修が必要と認められる場合に保険給付の対象となります。
住 宅 改 修 の 種 類	① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他上記①～⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ・手すりの取付けのための壁の下地補強 ・浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ・下地の補強や根太の補強または通路面の路盤の整備 ・扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化等を除く）、床材の変更 (平成 11 年厚労省告示第 95 号)
支 給 限 度 基 準 額	支給限度基準額（支給の対象とする費用の限度額）・・・20万円 支給額・・・支給限度基準額内で実際にかかった費用の9～7割 自己負担割合 1 割の方 → 9 割支給(18 万円まで) 自己負担割合 2 割の方 → 8 割支給(16 万円まで) 自己負担割合 3 割の方 → 7 割支給(14 万円まで) ※支給限度基準額の範囲内であれば複数回に分けて利用することも可能です。 ※支給限度基準額(20 万円)を超えた額については全額自己負担になります。

【支給限度額の特例（再度、支給限度基準額 20 万円まで利用できる場合）】

以下のどちらかの要件に該当した場合、過去に住宅改修費の支給を受けた方でも、再度、支給限度基準額が 20 万円まで利用できるようになります。

（以前の支給限度基準額に残額があっても持ち越されずに 20 万円となります。）

① 要介護状態が著しく重くなった場合（介護の必要の程度が「3 段階以上」上がった場合）

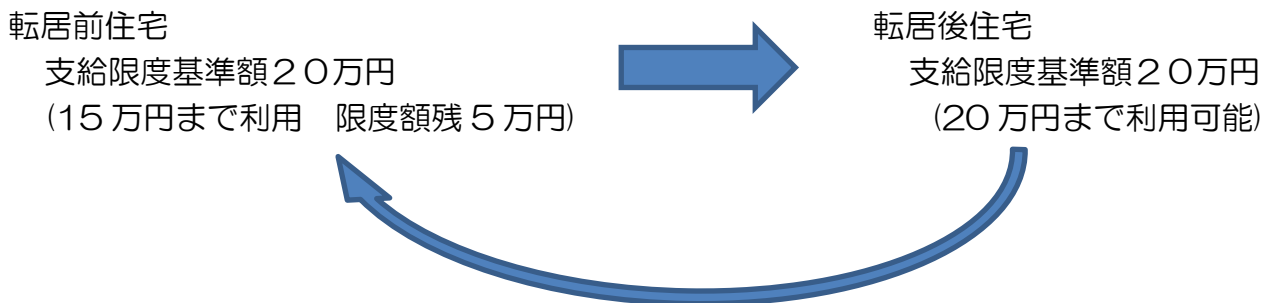
初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、下表の要介護区分の段階が 3 段階以上重くなった場合は、改めて支給限度基準額 20 万円まで住宅改修費の支給が受けられます。

ただし、同一の被保険者につき 1 回限りの適用となります。

要介護区分の段階		◎要介護区分の 3 段階以上上がる例	
要介護区分	段 階	初回の住宅改修着工日の 要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の 要介護状態区分
要支援 1	第一段階		
要支援 2	第二段階	要支援 1 (第一段階)	⇒ 要介護 3 (第四段階) 要介護 4 (第五段階) 要介護 5 (第六段階)
要介護 1			
要介護 2	第三段階		
要介護 3	第四段階	要支援 2 (第二段階) 要介護 1 (第二段階)	⇒ 要介護 4 (第五段階) 要介護 5 (第六段階)
要介護 4	第五段階		
要介護 5	第六段階	要介護 2 (第三段階)	⇒ 要介護 5 (第六段階)

② 転居して住所が変わった場合

改めて支給限度基準額 20 万円まで住宅改修費の支給が受けられます。



ただし、転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活
(支給限度基準額残 5 万円が適用)

2. 支方法について

支払方法には「償還払い」と「受領委任払い」の2種類があります。

(1) 償還払い方式

介護保険法において住宅改修費の支給は、原則、償還払いとなります。

被保険者が改修費用全額を施工業者に支払い、その後市町村へ申請を行うことで、自己負担分を除いた金額（9～7割）を支給します。

(2) 受領委任払い方式

受領委任払いの登録事業者を利用する場合、被保険者が自己負担分（1～3割）を施工業者に支払い、保険給付分（9～7割）は事業者が市町村へ申請し受領します。ただし、自己負担分以外に給付の対象とならない費用が含まれる場合は、利用者が対象外費用の全額を支払うことになります。

※受領委任払い事業者として、事前に登録申請が必要です。詳しくは財政給付係まで

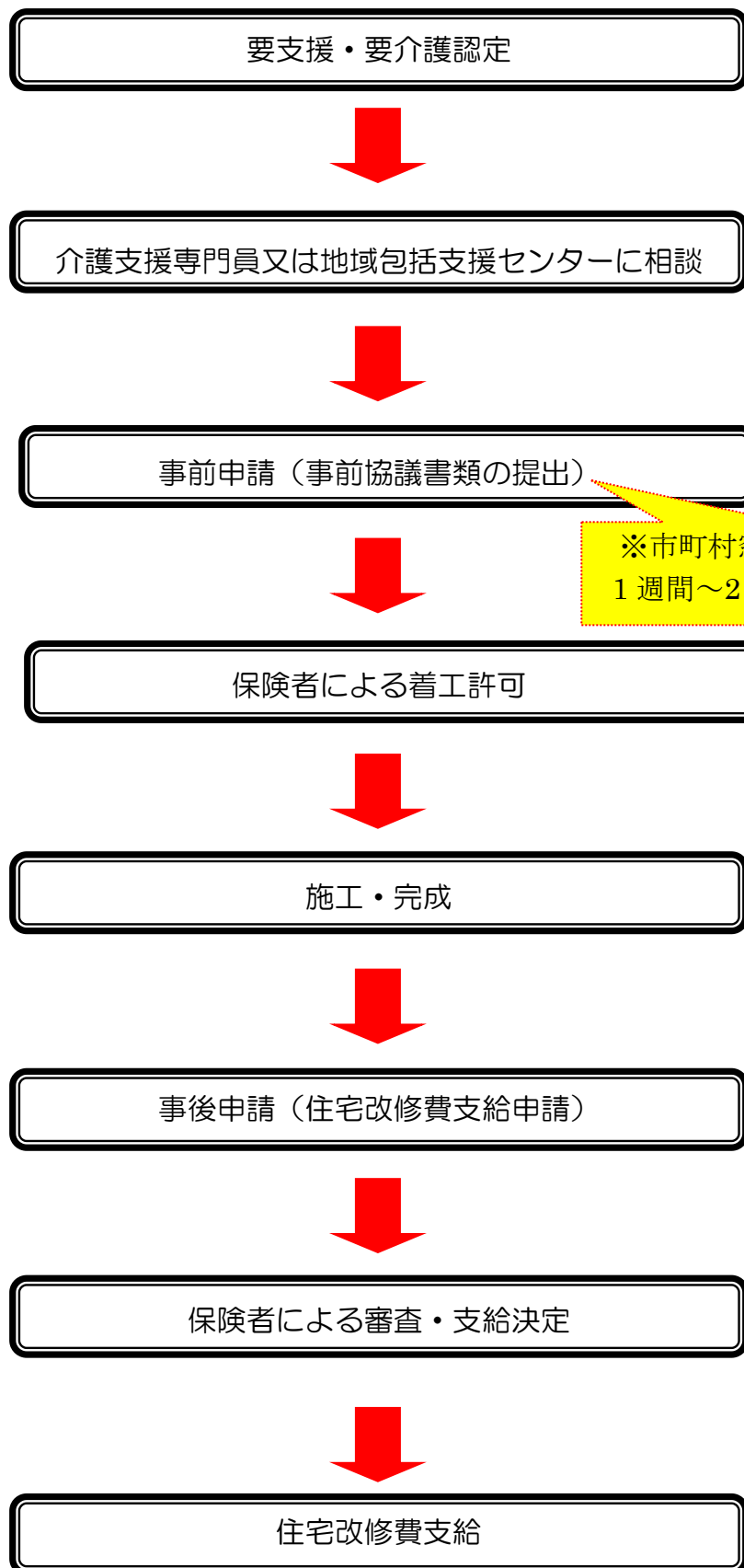
※被保険者証に給付制限（給付額減額）の記載がある場合、その措置期間中は自己負担割合が変更されます。詳しくは本広域連合へお問い合わせください。

また、次に該当する被保険者は受領委任払い制度が利用できませんので、ご注意ください。

受領委任払い制度を利用出来ない方

- ・ 病院、施設等へ入院・入所中の方
- ・ 介護保険認定申請中の方
- ・ 被保険者証に「支払方法変更・給付額減額」の記載がある方
- ・ 保険給付の一部または全部の「差し止め」がされている方
- ・ 生活保護受給者

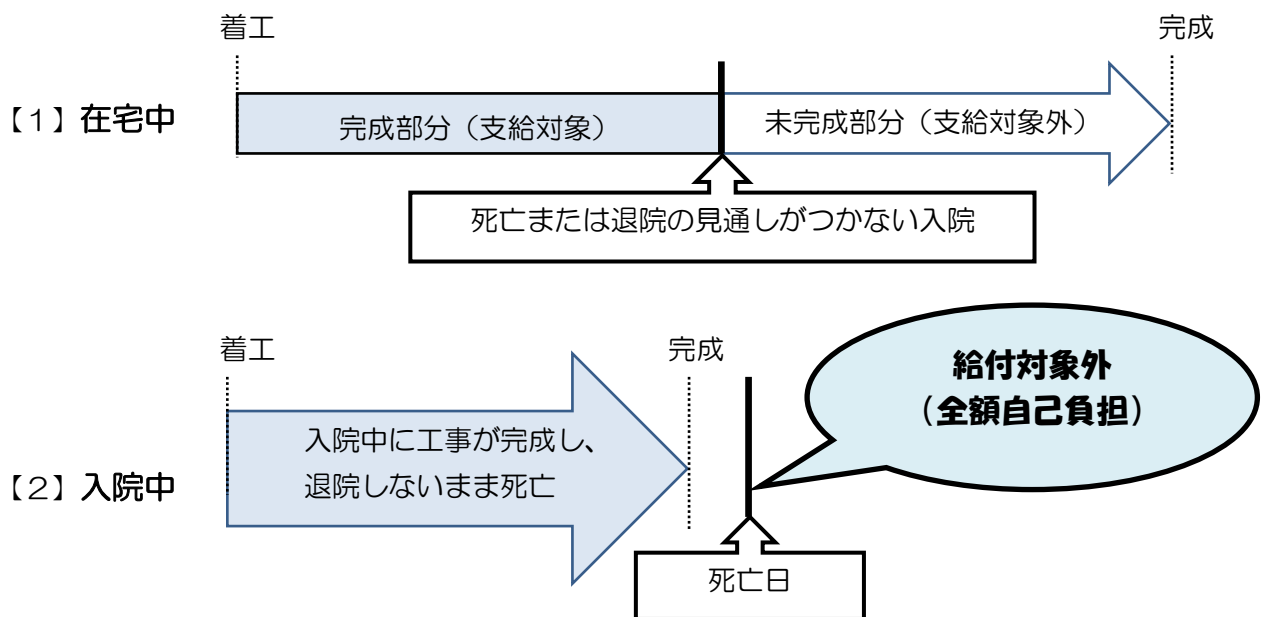
3. 手続きの流れ



4. 住宅改修についての留意事項

- 【1】住宅改修費については基本的に領収書記載日時点における負担割合を適用します。自己負担割合は毎年8月に更新されますのでご注意ください。
ただし、7月末までに工事完了しており、事業者が領収する時期が8月以降に遅れてしまった場合は変更前の負担割合を適用することができます。
- 【2】住宅改修完了前に要介護者等が容体急変により入院し、退院の見通しがつかない場合、または死亡した場合は、要介護者等が入院または死亡した日までに工事が完成した部分が支給対象になります。
- 【3】入院中に、住宅改修が完了し、退院しないまま被保険者が死亡した場合は、全額給付対象外となります。

上記の例



申請書類の作成について

住宅改修費の申請に必要な書類について

事前申請（改修前）に必要な書類

区 分	内 容
1. 事前確認シート	○必要箇所を記入して、事前申請書類と一緒に必ず提出してください。
2. 住宅改修が必要な理由書 （コピーを提出） ・様式第8号の2	○介護支援専門員が他の専門職に作成を依頼した場合は、介護支援専門員が内容をしっかり確認し、検討した内容に相違ないことについて責任をもって署名、捺印してください。
3. 住宅改修に要する費用の見積書及び内訳書 （コピーを提出） ・様式第8号の5（介護保険適用部分及び保険適用外工事） ・様式第8号の6（介護保険適用工事のみ） ・様式第8号の7（家族等による工事）	○見積書の宛名は「被保険者」の氏名を記載してください。 また、着工予定日も記載してください。 ○見積書以外に、広域連合指定様式の「内訳書」も作成し、提出してください。 ○住宅改修費の支給対象となるかを判断するために、その内容が分かるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分し、内訳書を作成してください。また、内容が適切に算出されたものであることが分かるよう、必要に応じて見積もりの算出方法を明示してください。 ・単価表示出来ない工事、段差解消の嵩上げ工事、床材変更工事、スロープ設置工事等の場合は、改修する規模、面積等で表示してください。 ・保険給付外の工事が含まれている場合には、保険給付対象工事と対象外工事費用を明確に区分して内訳書を作成して下さい。
4. 平面図	○改修前及び改修後の図面（平面図、展開図等） ○保険給付対象工事、対象外工事を問わず、改修を予定している内容はすべて表記してください。
5. 写真	○改修前の状態を撮影した日付入り写真（カラー） ○手すりや踏み台、スロープ等を設置したイメージ図入りの写真で提出してください。 ○1枚のA4サイズ用紙に貼付する写真は4枚までとします。（改修番号も入れること）
6. 住宅所有者の承諾書 （コピーを提出） ・様式第8号の3 ・様式第8号の4（賃貸住宅用）	○改修を行う住宅の所有者を確認するために必要です。（住宅の所有者が本人であっても必要）
7. その他必要な書類	○その他、工事の関連性の確認のために追加書類の提出を求められることがあります。 ○ケアプランが作成されている方は、本人同意の署名がされているケアプランの写しを提出してください。 ○生活保護受給者の場合は、福祉事務所の口座へ振り込むための委任状のコピーを提出してください。

事後申請（改修後）に必要な書類

区 分	内 容
1. 事前申請時に作成した書類の原本	○理由書、住宅所有者の承諾書、内訳書の原本 ○内訳書は実際に行った工事費用を報告するためのものです。<u>必ず、広域連合指定の様式で作成してください。</u>
2. 住宅改修費支給申請書 ・様式第7号（受領委任払い用） ・様式第8号（償還払い用）	○在宅で生活されている方で住宅改修を行った方のみ、受領委任払い制度を利用出来ます。 ○入院・施設入所中の方は退院・退所後、認定申請中の方は認定結果後に申請が可能です。償還払いでの申請となります。 ○申請の時効は、領収日の翌日から2年間です。 （分割して支払った場合は、最初の領収日の翌日から2年間）
3. 平面図	○事前申請時と同様の要領で作成したものを提出してください。 ○工事変更があった場合は、変更後の内容と一致するように作成してください。
4. 写真 ・様式第8号の8	○改修前及び改修後の状態を撮影した日付入り写真（カラー） ○広域連合指定様式の写真台帳に貼付して提出してください。 ○縦×横の比率は変えないで貼付してください。 （写真台帳の枠いっぱいに合わせて必要はありません）
5. 領収書	○領収書は原本を提出してください。 ○やむを得ない理由により原本の返却が必要な場合は、原本に「申請済」を押印し返却しますので、窓口へは原本を提出してください。
6. その他必要な書類	○その他、工事の関連性の確認のために追加書類の提出を求められることがあります。 ○償還払いでの支給申請は、被保険者の振込先が確認出来る通帳の写しを提出してください。 ○被保険者以外の口座へ振込みを希望される場合は、振込み先の通帳の写しと「代理人指定届」を提出してください。 ○生活保護受給者の場合は、福祉事務所の口座へ振り込むための委任状の原本を提出してください。 ○事前申請時に作成した見積書または内訳書内容より軽微な変更があった場合は工事変更届を提出してください。 <u>※工事内容に変更が生じる場合は速やかに財政給付係にお問い合わせください。</u>

住宅改修が必要な理由書 記入要領

様式第8号の2(第24条関係)

住宅改修が必要な理由書 (P1)

＜基本情報＞

作成日

年

月

日

現地確認日

年

月

日

被保険者番号

フリガナ

被保険者氏名

住所

年齢

歳

生年月日

明治
大正
昭和

年

月

日

性別

□男

□女

要介護認定
(該当に○)

要支援

要介護

1・2

1・2・3・4・5

本人・家族・介護支援専門員・PT
OT・その他()

立ち会い

所属事業所

資格

氏名

連絡先

●介護保険対象の福祉用具
の利用状況とともに、改修後
の利用が想定される福祉用具を
し点チェックする。

＜総合的状況＞

家族状況

主たる介護者()

福祉用具の利用状況と
住宅改修後の想定

改修前

改修後

利用者の身体状況

●既往歴を記述する。
●立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況を記述する。
●屋内・外の移動方法(つかまならないで歩ける・伝い歩き・介助歩行・杖や歩行器利用・車いす介助/自走など)を記述する。

介護状況

●家族構成、生活動線など基本情報を記述。
●介護保険サービスだけではなく、家族やインフォーマルサービスも含めた介護状況を記述する。

住宅改修により、利
用者等は日常生活
をどう変えたいか

●利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していきたいのかを、専門職の判断も踏まえた上で、総合的に記述する。
●これまでの生活歴を踏まえ、利用者はどのような社会参加をしていきたいのかを記述する。

●「その他」の欄には、住宅
改修に関連した介護保険
対象外の福祉用具を記入

介護支援専門員以外が理由書を作成した場合は、担当の介護支援専門員が内容を確認し署名してください。

上記内容について確認しました。

確認年月日

平成

年

月

日

連絡先

介護支援専門員名

印

住宅改修が必要な理由書 (P2)

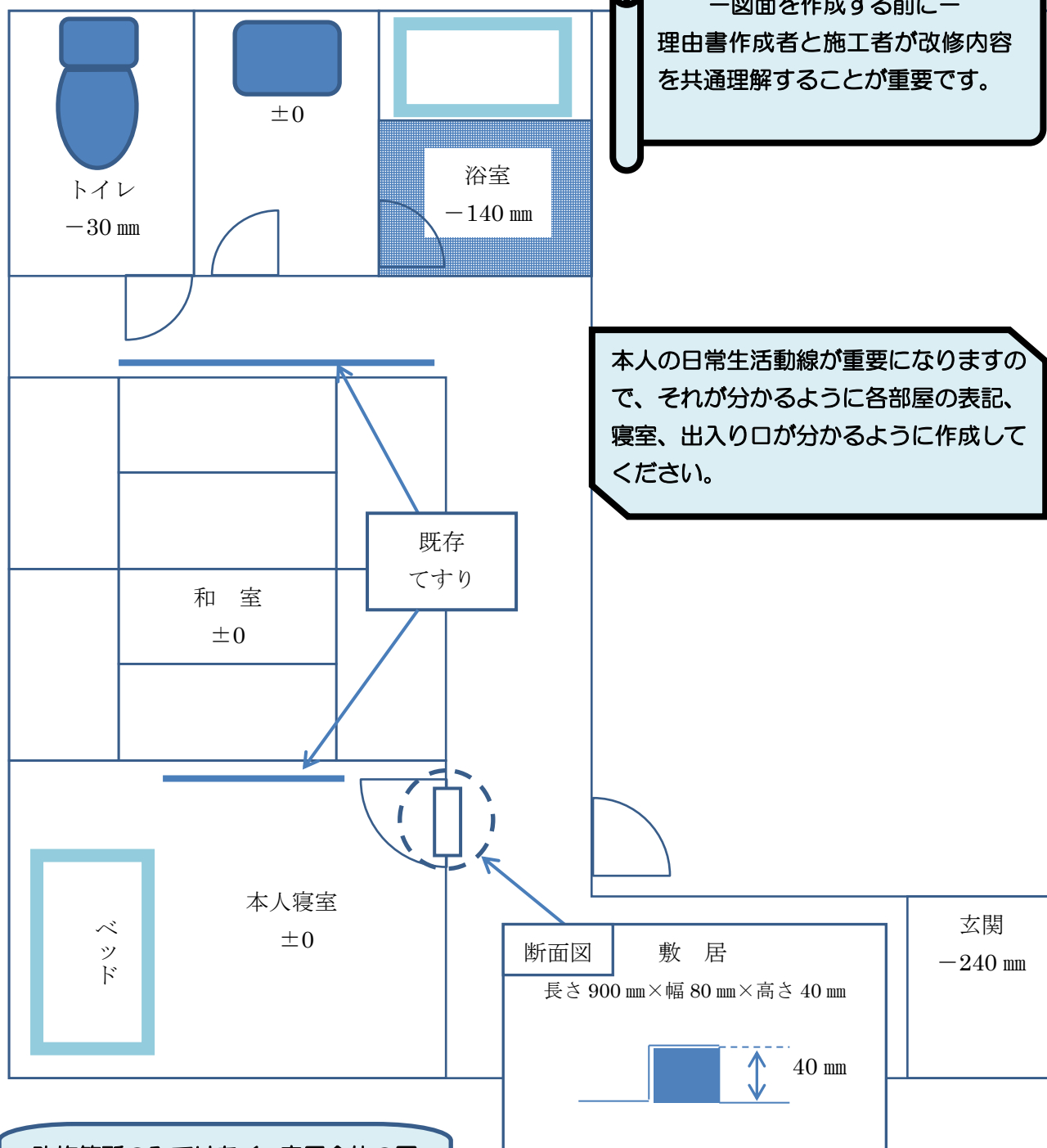
＜P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的に困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。＞

活動	①改善をしようとしている生活動作	②①の具体的に困難な状況(…)なので、…で困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄	●改善をしようとして いる具体的動作につ いてし点チェックをす る。	●生活動作で困っていること、問題 点について、その状況や介護の現 状を記述する。	●①②を記入し、現状 の問題点を箇条書き上 で、改修目的の項目を し点チェックする。 (あてはまるもの全 て)	●様々な角度から検討し、決定さ れた改修内容の項目(住宅改修 の種類)をチェックし、内容を記述 する。 ●改修箇所は、場所だけではなく 「手すり」であれば「便器横壁面」 などその取付位置や寸法等も具 体的に記述するとよいでしょう。 ●工事番号も入れる。 例) ①便器横、右壁面にL型手 すり ●「その他」の欄には必要に応じ て付帯工事を記述する。 例) 浴室嵩上げに伴う扉調整
入浴	●今回改修の対象で ない項目にはし点 チェックする必要はな い。	●本当は…したいのだが、実際に は…しかできないので、…につい て困っているというように具体的に 記述する。	●改善方法を具体的に記述する。 「移動の為の手すり」「段差昇降の 為の手すり」「立ち座りの為の手 すり」など ●段差解消の場合は「敷居を撤去 して平らにする」「嵩上げ」「嵩下 げ」「敷台設置」「スロープ設置」な どのように具体的に記述する。	
外出	●入浴・排泄・外出 活動に関連して、浴 室・トイレ・玄関まで の移動については各 活動の欄にチェッ クする。	●「動作」のレベル(例えば、「立ち 上がる」「歩行」「車いすでの移動」 「またぐ」 「段差昇降」「扉を開閉する」など)で、 それがどのように困難なのかを具 体的に記述する。 ●改修案の検討の際には全ての活動 についてチェックが必要だが、②で は改善しようとする活動の記述のみ でよい。	●高さや位置等も記述することが 望ましい。 例)・床から〇〇cmの高さに 手すりを設置することで… ・廊下とトイレの〇cmの段 差を改修することで… ●具体的手段については利用者 や家族はもちろん、住宅改修の専 門家(リハビリテーション技術者や 建築技術者)と一緒に考えること が望ましい。	□ その他 () () () ()
その他の活動	●「その他の活動の 欄には「排泄」「入 浴」「外出」以外の活 動の生活動作を記 述する。 (例えば「調理：台所 までの移動」や「洗 濯：洗濯機から洗濯 干し場までの移動」	●①のし点チェックと②のコメントの 両方を合わせて利用者の状況が伝 わるようにする。		

平面図作成要領

改修前と改修後の図面を作成してください。

改 修 前



一図面を作成する前に一
理由書作成者と施工者が改修内容
を共通理解することが重要です。

本人の日常生活動線が重要になりますの
で、それが分かるように各部屋の表記、
寝室、出入り口が分かるように作成して
ください。

改修箇所のみではなく、家屋全体の図
を作成し、各部屋の表記もすること。

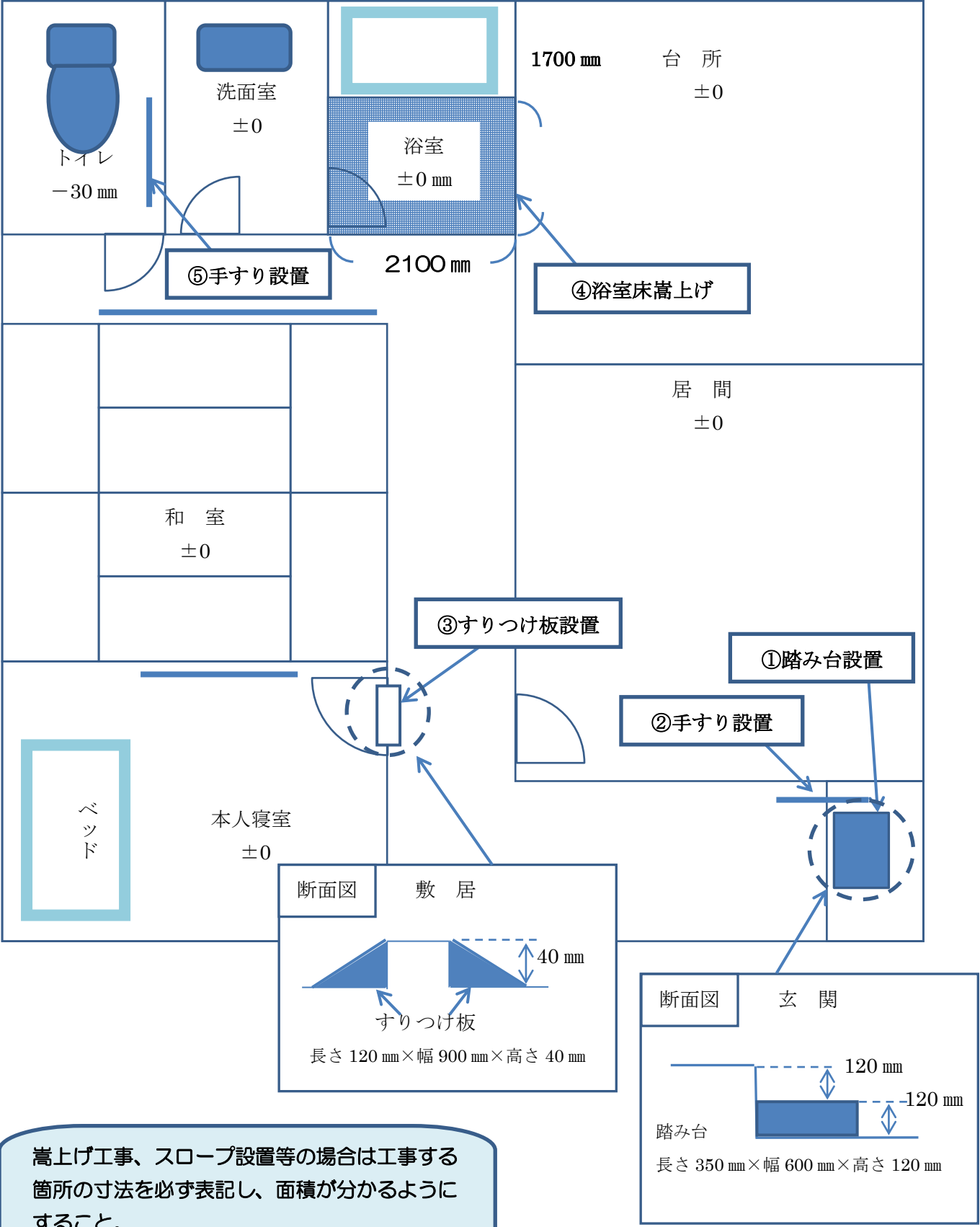
工事をする箇所、しない箇所に関わ
らず、家屋全体の段差を表記するこ
と。

例 +60mm、-50mmなど

敷居の撤去や踏み台設置等の段差解
消工事の場合は断面図、展開図も作成
し、寸法も表記すること。

既存の手すり、踏み台等がある場合
は、必ず表記すること。

改 修 後

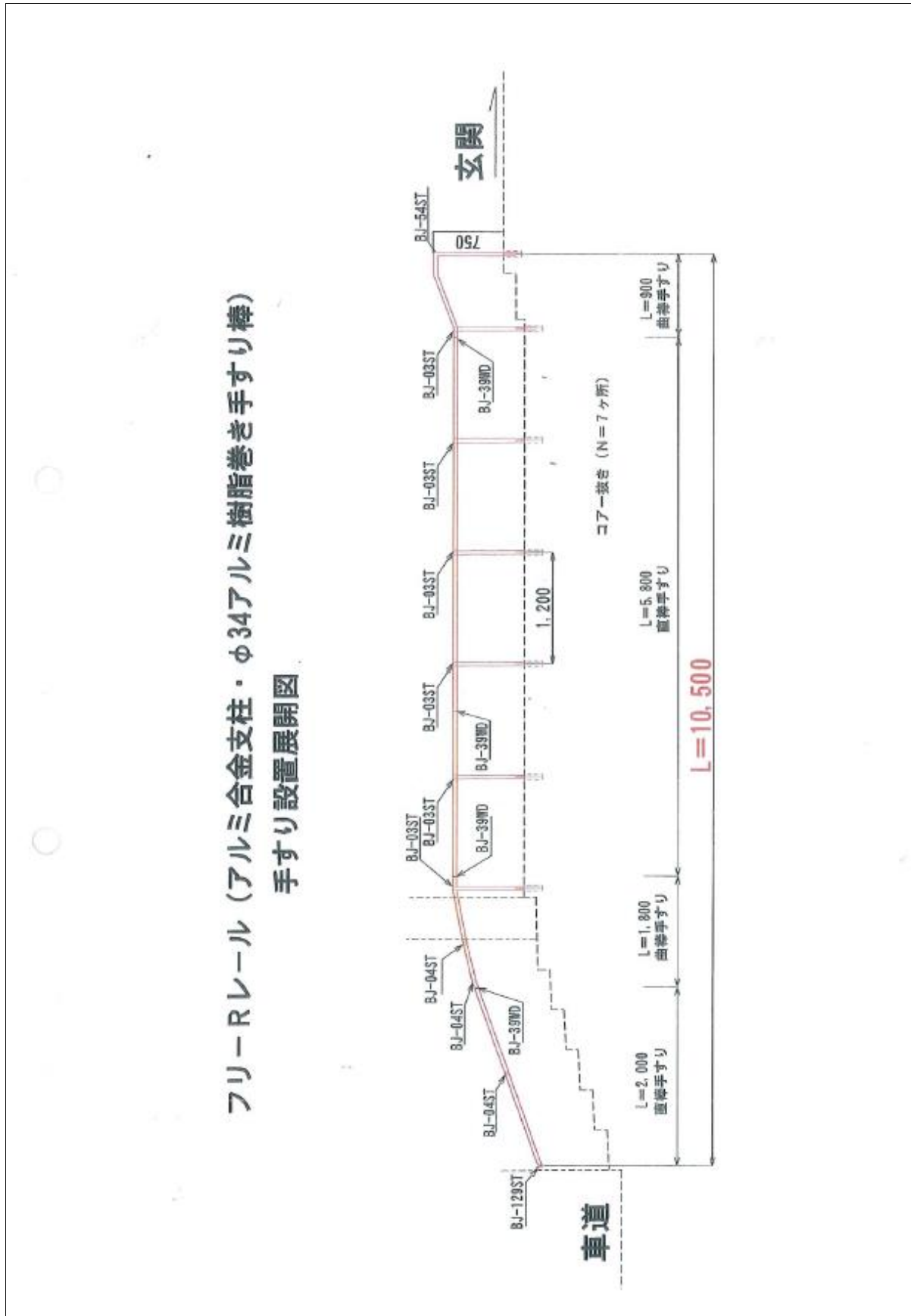


嵩上げ工事、スロープ設置等の場合は工事する箇所の寸法を必ず表記し、面積が分かるようにすること。

そ の 他 図 面

複雑な手すりや長い手すり等を取り付ける場合は、使用する部材、施工寸法、取り付け方などを確認するため下図のような詳細図があるとなお良いです。

設置寸法、使用部材の品番、設置形状等が解りやすく作成されています。



内 訳 書 記 入 要 領

記 入 例 (手すり取り付け工事)

様式第8号の5 (第24条関係)

被保険者名 ○○ ○○

施工業者 ○○○○

担当者 ○○ ○○

内訳書 B (介護保険適用部分のみ)
沖縄県介護保険広域連合

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称 (※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分			算出根拠
						数量	単位	金額	
(1)	①	玄関ポーチ	床	ステンレス製手すり	ステンレス手すり (L=700mm、H=850mm)	1	式	〇〇〇	特注品
				コア抜き		2			
	②	玄関	壁	木製手すり手すり	〇〇社 (商品型番)	1	m		
				エンドブラケット	〇〇社 (商品型番)	2	個		
				横受けブラケット	〇〇社 (商品型番)	1	個	〇〇〇	〇〇〇
(6)				補強版	〇〇社 (商品型番) 〇〇mm×〇〇mm	1.2	m	〇〇〇	〇〇〇
	③	浴室	壁	L型手すり	〇〇社 (商品型番) 〇〇mm×〇〇mm	2	個	〇〇〇	〇〇〇
				エンドブラケット	〇〇社 (商品型番)	1	個	〇〇〇	〇〇〇
				コーナーブラケット					
				手すり取付施工費		2	人	〇〇〇	〇〇〇
				小計					〇〇〇
				諸経費		〇〇	%	〇〇〇	
				合計				〇〇〇	
				消費税		10	%	〇〇〇	
				総合計				〇〇〇	

(※1) 住宅改修の種類: (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修
(※2) 名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

記 入 例 (床段差の解消工事)

様式第8号の5 (第24条関係)

被保険者名 ○○ ○○

施工業者 ○○○○

担当者 ○○ ○○

内訳書 B (介護保険適用部分のみ)
沖縄県介護保険広域連合

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称 (※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分			算出根拠
						数量	単位	金額	
(2)	①	玄関 (屋外)	玄関ポーチ	コンクリートスロープ	H〇〇×W〇〇×L〇〇	1	式	〇〇〇	〇〇〇
				型枠		1	式	〇〇〇	〇〇〇
				鉄筋		5	袋	〇〇〇	〇〇〇
				セメント		20	袋	〇〇〇	〇〇〇
				砂・バラス		2	人	〇〇〇	〇〇〇
				施工費		2	人	〇〇〇	〇〇〇
	②	玄関 (屋内)	上がり框	木製踏み台	〇〇社 (商品型番) H〇〇×W〇〇×D〇〇	1	台	〇〇〇	〇〇〇
				固定金具		4	個	〇〇〇	〇〇〇
				取付費			人	〇〇〇	〇〇〇
	③	浴室	床嵩上げ	〇〇タイル			m	〇〇〇	〇〇〇
				目地セメント			式	〇〇〇	〇〇〇
				切り施工費		2	人	〇〇〇	〇〇〇
				タイル施工費		1	人	〇〇〇	〇〇〇
				廃材処分		1	式	〇〇〇	〇〇〇
				小計				〇〇〇	
				諸経費			%	〇〇〇	
				合計				〇〇〇	
				消費税		10	%	〇〇〇	
				総合計				〇〇〇	

(※1) 住宅改修の種類: (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修
(※2) 名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

記入例（滑り防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料変更工事）

様式第8号の5（第24条関係）

被保険者名 ○○ ○○

施工業者 ○○○○

担当者 ○○ ○○

内訳書 A（介護保険適用部分及び保険適用外工事）
沖縄県介護保険広域連合

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	数量	単位	単価	金額	介護保険対象部分			算出根拠
										数量	単位	金額	
(3)	①	居室	床	フローリング	○○×○○×○○mm	10	㎡	○○○	○○○	10	㎡	○○○	
				根太	○○×○○×○○mm	15	本	○○○	○○○	15	本	○○○	
				施工費		4	人	○○○	○○○	4	人	○○○	
(6)				既存床撤去		10	㎡	○○○	○○○	10	㎡	○○○	
	②	浴室	床	タイル	○○社（商品型番） ○○角	4	㎡	○○○	○○○	2	㎡	○○○	浴室面積3分の2で按分
				下地モルタル		1	式	○○○	○○○	0.5	式	○○○	浴室面積3分の2で按分
				目地セメント		1	式	○○○	○○○	0.5	式	○○○	浴室面積3分の2で按分
				はつり施工費		1	人	○○○	○○○	0.5	人	○○○	浴室面積3分の2で按分
				タイル施工費		1	人	○○○	○○○	0.5	人	○○○	浴室面積3分の2で按分
				廃材処分費		1	式	○○○	○○○	0.5	式	○○○	浴室面積3分の2で按分
				タイルについても使用する部材が適正か確認する必要があるため、必ず、商品名、品番、サイズ等を明記する。									
				工事を介護保険対象分と対象外に按分する必要がある場合は、材料費だけでなくその工事に係る「人工代」「廃材処分費」等すべてを按分の対象とする。									
				小計					○○○			○○○	
				諸経費		○○	%		○○○				
				合計					○○○				
				消費税		10	%		○○○				
				総合計					○○○			○○○	

(※1) 住宅改修の種類：（1）手すりの取付け（2）段差の解消（3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（4）引き戸等への扉の取替え（5）洋式便器等への便器の取替え（6）その他住宅改修に付帯して必要となる改修
(※2) 名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

記入例（引き戸等への扉の取替え工事）

様式第8号の5（第24条関係）

被保険者名 ○○ ○○

施工業者 ○○○○

担当者 ○○ ○○

内訳書 B（介護保険適用部分のみ）
沖縄県介護保険広域連合

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
(4)	①	トイレ	扉	引き戸	○○社（商品型番） ○○mm×○○mm	1	枚	○○○	○○○	
				レール	○○社（商品型番）	1	本	○○○	○○○	
				施工費		1	人	○○○	○○○	2人×0.5日
				既存扉撤去費		0.5	人	○○○	○○○	1人×0.5日
				廃材処分費		1	式	○○○	○○○	
	②	寝室	扉	開き戸（開きの変更）	既存扉流用	1	枚	0		
				施工費		0.5	人			1人×0.5日
				小計					○○○	
				諸経費		○○	%		○○○	
				合計					○○○	
				消費税		10	%		○○○	
				総合計					○○○	

(※1) 住宅改修の種類：（1）手すりの取付け（2）段差の解消（3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（4）引き戸等への扉の取替え（5）洋式便器等への便器の取替え（6）その他住宅改修に付帯して必要となる改修
(※2) 名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

記 入 例 (洋式便器等への便器の取替え工事)

様式第8号の5 (第24条関係)

擔保險種名 00 00

施工業者 〇〇〇〇

相当差 00 00

内訳書 A (介護保険適用部分及び保険適用外工事)
沖縄県介護保険広域連合

[illegible]

(※1) 住宅改修の種類: (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は道路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え
(6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修
(※2) 名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

(※2) 名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

○改修箇所毎に番号を付すること。

○どの部材に関しても必ず「メーカー」「品番」「商品名」等を表記し、どの部材を使用するか特定できるようにすること。品番等がない部材を使用する場合は、必ずカタログや金額を確認できる書類等を添付し、定価が分かるようにすること。

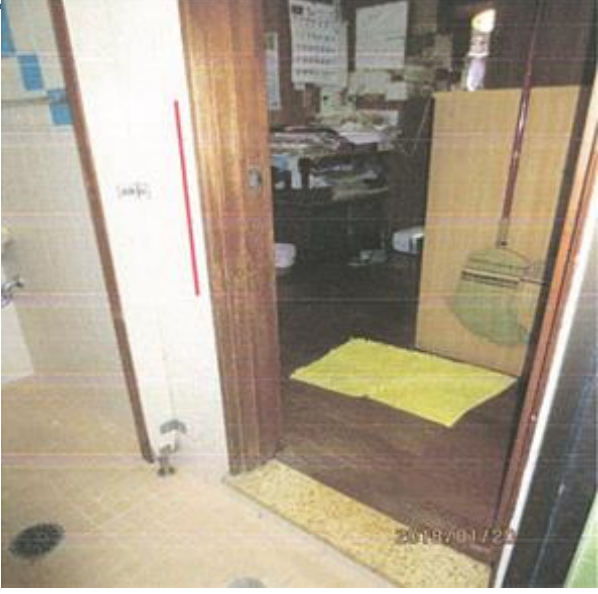
○特注品等の場合は、算出根拠欄に「特注品」と記載すること。

○必ず「数量×単価＝金額」になるよう表記すること。
(「数量の単位」と「単価の金額」が合うようにすること。)

○「値引き」をする場合は値引き後に消費税額を算出し、工事費に加算すること。

○離島の工事で旅費等の経費がかかった場合は諸経費として算出し、「諸経費（旅費）」「諸経費（宿泊費）」として表記すること。
（ただし、離島等支援事業を行っていない離島での工事の場合のみ）

工事写真作成要領

改 修 前	改 修 後
	
・マスキングテープ等で印するとわかりやすい。 ・トイレの改修であることが把握でき、手すりの取り付け位置が解りやすい。	・改修前写真と同じアングルで撮影しているの で、同じ箇所であることが確認できる。 ・便器からの距離、取付け位置、使用部材が確 認できる。
	
・出入口全体が写っていて、手すりの取付位 置、段差の有無がわかりやすい。 ・撮影位置を工夫していることで、各部屋の動 線がイメージしやすい。	・出入口全体が写っており、取付位置、使用 部材確認ができる。

その他の撮影方法として



長い手すりを設置した場合は両方向、又はその他必要な方向から写真を撮る。



踏み台設置の際に内側で固定した場合は、施工途中で固定状況の写真を撮る。

領 収 書 作 成 例

領収書は、介護保険適用外の工事費も含めた金額で発行してください。
複数枚に分けて発行した場合は、全ての領収書を提出してください。

償還払いの場合

領 収 書	
〇〇〇〇様	
領収金額 金〇〇〇〇〇〇〇円	収入印紙
被保険者名を表記する。	但し、介護保険住宅改修工事代金として
上記金額正に領収しました	領収額が5万円を超える場合は印紙を貼付し、割印をする。
領収金額は、工事内訳書の合計金額と一致させる。	●月●●日
	施工者 (有) 〇〇〇〇工務店
	代表取締役 〇〇〇〇
	電話 1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 1 0

受領委任払いの場合

領 収 書	
〇〇〇〇様	
領収金額 金〇〇〇〇〇〇〇円	収入印紙
但し、介護保険住宅改修工事代金として	
(自己負担〇〇〇円、1割負担〇〇〇円)	
上記金額正に領収しました。	
受領委任払いで改修費用が20万円を超える場合、但し書きに介護保険対象外となる超過分「自己負担又は保険超過分」と介護保険の「負担割合に応じた額」と内訳が解るよう明記する。	平成●●年●●月●●日
	(有) 〇〇〇〇工務店
	代表取締役 〇〇〇〇
	1 2 3 - 4 5 6 7 - 8 9 1 0

住宅改修「事前協議・支給申請」事例集

< 事 例 1 >

段差の解消（ 屋内 ）

< 事 例 2 >

手すりの取付け・段差の解消（屋内）

< 事 例 3 >

段差の解消（屋外）

住宅改修に関する Q&A

住宅改修 Q&A

厚生労働省「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ & Aより一部抜粋

① 共通事項

項目	質問	回答
領収証	領収証は写しでもよいか	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。
工事内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要がある。
添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。
新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。
賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。
賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えているが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。
分譲マンション共用部分の改修費	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。
一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。
入院(入所)中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(退院しないこととなった場合は申請できない)ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱って差し支えない。
家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。
理由書の作成担当者	介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。	可能である。

② 手すりの取付け・段差の解消について

項目	質問	回答
手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(柵状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要。
段差解消・手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	貴見のとおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。
浴室の段差解消工事	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる
上がり框(かまち)の段差緩和工事	(住宅改修)上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。
段差解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。
玄関以外のスロープ	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。
段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框(かまち)への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。
段差の解消に伴う付帯工事の取扱	(住宅改修)脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいのか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事 ③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。
段差の解消の取扱い	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいのか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。

③ 床材変更・扉の取替え・便器の取替えについて

項目	質問	回答
床材の表面加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。)への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更(改修)についても認められる。
滑り止めのゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。
通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。
通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。
扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。
引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。
扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。
洋式便器の改修工事	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となる。
洋式便器への便器取替工事	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。
既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。
和式便器の腰掛け式への変換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。